

#3021

中国上海情報（税務・会計・法務）
～ 企業会計準則「基本原則」～

目 次

1	はじめに 企業会計準則「基本準則」	1 ページ
2	第1章 総則	1 ページ
3	第2章 一般原則	2 ページ
4	第3章 資産	3 ページ
5	第4章 負債	6 ページ
6	第5章 所有者持分	7 ページ
7	第6章 収益	8 ページ
8	第7章 費用	8 ページ
9	第8章 利益	9 ページ
11	第9章 財務報告書	10 ページ
12	第10章 附則	11 ページ

1 はじめに 企業会計準則「基本準則」

本レポートは中国財政部が定めた「企業会計準則-基本原則」の日本語訳です。

この「企業会計準則」は「基本準則」と「具体準則」とで構成されています。中国財政部は1997年5月から今日に至るまで多くの改訂を加えながらも、「基本準則」は企業会計の基本前提、一般原則、会計要素及び財務諸表の作成、提出についての一般要求を規定し、「具体準則」は「基本準則」の要求に従い、会計処理業務について具体的な規定を制定したものです。

なお、この日本語翻訳文は財政部中国財政経済出版の「企業会計準則2003」の翻訳文を引用しておりますが、この出版物は現在絶版となっており手に入りにくくなっています。以下に「基本原則」の全文を掲載します。

2 第1章 総則

第1条

わが国の社会主義市場経済発展のために、企業会計の基準を統一し、会計情報の質を保証するため「中華人民共和国会計法」に基づいて本準則を制定する。

第2条

本準則は中華人民共和国国内に設立されたすべての企業に摘要する。中華人民共和国国外に設立された中国投資企業（以下国外企業と略称する）については本準則に基づいて、国内関連部門に財務報告書を提出しなければならない。

第3条

企業会計制度を制定する場合には、本準則に従わなくてはならない。

第4条

企業会計は企業に発生した各種の経済取引を対象として、企業自身の経営活動の各項目を記録および反映しなければならない。

第5条

企業会計は、企業の継続性と企業の正常な経営活動を前提としなければならない。

第6条

企業会計は会計期間を区分し、その期間ごとに勘定科目を締切り、財務諸表を作成しなければならない。会計期間は年次、四半期および月次に区分し、年次、四半期および月次の開始と終了は西暦月日を採用する。

第7条

企業会計は人民元を記帳本位通貨とする。取引の収支が外貨を主とする企業は特定の外貨を記帳本位通貨として採用することもできる。ただし財務緒表は人民元に換算して表示しなければならない。国外企業が財務諸表を作成して国内関連部門に提出する場合には、人民元に換算して表示しなければならない。

第8条

会計記帳は複式簿記を採用する。

第9条

会計記録の文字は中国語を使用しなければならないが、少数民族自治地区では、少数民族の文字を併用することができる。外国投資企業および外国企業は、特定の外国語を併用することもできる。

3 第2章 一般原則

第10条

企業会計は、実際に発生した経済取引をもとに、財政状態及び経営成績の真実を表示しなければならない。

第11条

企業情報は、国家のマクロ経済管理の要求に合致し、各関連当事者による企業の財政状態及び経営成績に対する理解と、企業による内部経営管理の強化に資するものでなければならない。

第12条

企業会計は定められた会計方針に基づいて行われなければならない。そして、会計指標の基準を統一に定め、相互に比較可能でなければならない。

第13条

会計方針は前後の各期で一致しなければならず、みだりにこれを変更してはならない。変更しなければならない場合には、変更の旨、変更の理由、および当該変更が財政状態または経営成績に及ぼす影響を財務諸表に記載しなければならない。

第14条

企業会計は適時に実施されなければならない。

第15条

会計記録および財務諸表は明晰かつ明瞭でなければならず、理解および使用に資するものでなければならない。

第16条

企業会計は発生主義の原則を基礎としなければならない。

第17条

収益とそれに関連する原価、費用は相互に対応しなければならない。

第18条

企業会計は保守主義の原則に従って、発生の可能性のある損失および費用については合理的に計上しなければならない。

第19条

各種の財産、物資の価額は、原則として取得する際の実際原価に基づいて計上しなければならない。国家が別に定める場合を除いて、物価変動によって帳簿価額を修正してはならない。

第20条

企業会計は収益的支出と資本的支出とを合理的に区別しなければならない。支出の効果が当会計年度のみに生ずるものは、収益的支出とすべきであり、支出の効果が次期以降にも関連するものは、資本的支出としなければならない。

第21条

財務報告は企業の財政状態と経営成績を総合的に表示しなければならない。重要な経済取引については、区別して表示しなければならない。

4 第3章 資産

第22条

資産とは企業が所有または支配する経済資源で貨幣により測定可能なものであり、各種の財産、債権およびその他の権利がこれに属する。

第23条

資産は流動資産、長期投資、固定資産、無形資産、繰延資産およびその他資産に分類される。

第24条

流動資産とは、1年以内または1年を超える正常営業循環期間内に現金化されまたは消耗される資産をいい、現金および各種の銀行預金、短期投資、未収金、前払金、棚卸資産等がこれに属する。

第25条

現金および各種の銀行預金は実際の収入または支出の額により計上する。

第26条

短期投資とは随時に現金化でき、保有期間が1年を超えない有価証券および1年を超えないその他の投資をいう。

有価証券は取得価額で計上しなければならない。

当期の有価証券から生ずる収益、および有価証券の売却収入と帳簿価額との差額は当期損益に計上する。

短期投資は財務諸表において、帳簿残高をもって表示しなければならない。

第27条

未収金および前払金には、受取手形、売掛金、その他未収入金、前渡金、前払費用等が属する。

未収金および前払金は実際発生金額によって計上しなければならない。

売掛金に対しては貸倒引当金を計上することができる。財務諸表では、貸倒引当金は売掛金から控除する形式で記載する。

各種の未収金および前払金は適時に決済、督促し、定期的取引先の帳簿と照合しなければならない。回収不能と確認された売掛金は、すでに貸倒引当金を計上したものについて、貸倒引当金と相殺し、貸倒引当金が計上されていないものについては、貸倒損失として当期損益に計上しなければならない。

前払費用は受益期間に対応して償却し、未償却残高は財務諸表で区分表示しなければならない。

第28条

棚卸資産とは企業が経営過程の中で販売または消耗するために貯蔵した各種の資産をいい、商品、製品、半製品、仕掛品および各種類の材料、燃料、包装用品、消耗品等がこれに属する。

棚卸資産は実際原価で記入しなければならない。予定原価計算法または標準原価計算法を採用する場合、計算期間ごとにその原価差異を振替えて、予定原価または標準原価を実際原価に修正しなければならない。

棚卸資産を払い出す時に、企業の実際状況に応じて、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別原価法、後入先出法等を選択して実際原価を確定する。

棚卸資産は定期的に実地棚卸を行う。棚卸差損益および陳腐化、変質、破損等の事情が発生し、廃棄処分を必要とする場合には、適時にこれを処分し、当期損益に計上しなければならない。

棚卸資産は財務諸表では実際原価で表示しなければならない。

第29条

長期投資とは1年以内に現金化を予定していない投資をいい、株式投資、債券投資およびその他の投資がこれに属する。

株式投資およびその他の投資はそれぞれの状況により、原価法または持分法を採用して処理しなければならない。

債券投資は実際に支払った金額を計上しなければならない。支払った金額に経過利息が含まれる場合、当該金額については区分して計上しなければならない。

割増または割引付きで取得した債券は、実際に支払った金額と券面額との差額について、債券償還期限までに均等償却しなければならない。

債券投資の継続保有分の経過利息相当額、および売却時に回収された元本利息の合計額と債券の帳簿原価および未収利息の合計額との差額については、当期損益に計上しなければならない。

長期投資は財務諸表で項目別に区分表示しなければならない。1年以内に期限が満了する長期投資は流動資産区分に独立項目として表示しなければならない。

第30条

固定資産とは耐用年数が1年を超え、単位価額が一定額以上であり、使用過程を通じて当初の物理的形態が保持される資産をいい、建物および構築物、機械設備、運搬設備、工具、器具等がこれに属する。

固定資産は取得価額により計上しなければならない。稼動前の固定資産、または工事決算を済ませていない稼動固定資産にかかわって発生した借入金利息と関連費用および外貨借入金の為替差損益は、固定資産原価に算入しなければならない。それ以後に発生した借入金利息と関連費用および外貨借入金の為替差損益については、当期損益に計上しなければならない。

贈与された固定資産は同類の資産の時価または関連証憑により価額を確定しなければならない。固定資産を受贈した際に発生する各種費用については、固定資産の取得価額に計上しなければならない。

ファイナンス・リースによる固定資産は自己保有の固定資産に係る方法に準じて会計処理を行うとともに財務諸表に注記しなければならない。

固定資産の減価償却は、取得価額、見積残存価額、見積耐用年数または見積作業量に基づいて、定額法または作業量(生産高比例)法を採用して計算しなければならない。関連規定に合致する場合には、加速減価償却法を採用することもできる。

固定資産の取得価額、減価償却累計額および簿価は財務諸表でそれぞれ区分表示しなければならない。

固定資産の購入、建設またはリフォーム、改築のために発生した実際の支出は、財務諸表で区分表示しなければならない。

固定資産は定期的に棚卸を行い、固定資産の棚卸差損益の純額および廃棄処分損失については当期損益に計上しなければならない。

第31条

無形資産とは、企業が長期に使用する物質の実体を持たない資産をいい、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権、土地使用権、営業権等がこれに属する。

購入した無形資産は実際原価により計上しなければならない。投資の受入れにより取得した無形資産は資産評価または契約に定められた価額で計上しなければならない。自ら開発した無形資産は開発過程に発生した実際の支出額によって計上しなければならない。

無形資産は受益期間で均等償却し、未償却残高を財務諸表に表示しなければならない。

第32条

繰延資産とは、全額を当期損益に計上できないもので、それ以降の年度において期間毎に償却する各種の支出をいい、開業費、リース固定資産の改良支出等がこれに属する。

企業が開業準備期間に実際に発生した各種の支出は、関連する資産に計上すべきものを除いて、すべて開業費として計上しなければならない。

開業費は企業が営業活動を開始した後の一定の年数内に期間毎に均等償却しなければならない。

リース固定資産の改良支出については、リース期間内に均等償却しなければならない。

繰延資産の未償却残高は財務諸表に表示しなければならない。

第33条

その他の資産とは上記各項目以外の資産をいう。

5 第4章 負債

第34条

負債とは、貨幣による測定が可能であり、資産または役務で返済すべき企業が負担する債務をいう。

第35条

負債は流動負債と固定負債に分類される。

第36条

流動負債とは1年以内または1年を超える正常営業循環期間内に返済すべき債務をいい、短期借入金、支払手形、買掛金、前受金、未払給料、未払税金、未払配当、その他未払金、未払費用等がこれに属する。

流動負債は実際に発生した金額で計上しなければならない。すでに発生した負債で金額を見積って計上しなければならない場合には、合理的にこれを見積り、実際に金額が確定した後にこれを修正しなければならない。

第37条

流動負債の帳簿残高は財務諸表で区分表示しなければならない。固定負債とは返済期限が1年超または1年を超える正常営業循環期間を超える債務をいい、長期借入金、社債、長期未払金等がこれに属する。長期借入金は金融機関からの借入金およびその他の部門からの借入金を含む。長期借入金はその性質別に実際に発生した金額で記入する。

債券を発行する場合、債券の額面額で計上しなければならない。債券が割増または割引付きで発行される場合は、実際の受取金額と額面額との差額について区分計算を行い、償還期限までに期間毎に各期間の支払利息から控除するか、または各期間の支払利息に加算しなければならない。

長期未払金は輸入設備未払金、ファイナンス・リースによる固定資産の未払金等を含む。長期未払金はその実際発生額により計上しなければならない。

財務諸表において固定負債は長期借入金、社債、長期未払金に区分して表示しなければならない。

1年以内に期限が到来し返済する固定負債は、流動負債の区分に独立した項目を設けて表示しなければならない。

6 第5章 所有者持分

第38条

所有者持分とは、企業投資者の企業の純資産に対する所有権であり、企業投資者による企業への払込資本、および形成された資本剰余金、利益剰余金および未処分利益等がこれに属する。

第39条

払込資本とは、投資者が企業の経営活動に実際に出資した各種の財産をいう。払込資本は実際に出資した金額で計上しなければならない。株式制企業で株券を発行した場合は、株券の額面額を払込資本として計上しなければならない。

国家が企業に与えた専用支出金は別段の定めのあるものを除いて、国家投資として記入しなければならない。

第40条

資本剰余金は、払込剰余金、法定財産再評価益、受贈資産評価額等がこれに属する。

第41条

利益剰余金とは、国家の関連規定に基づいて利益から積立てられた剰余金をいう。利益剰余金は実際に積立てられた金額に基づいて計上しなければならない。

第42条

未処分利益は次年度以降に処分するために繰越される利益または処分予定の利益である。

第43条

払込資本、資本剰余金、利益剰余金および未処分利益の各項目は財務諸表で区分表示しなければならない。未填補欠損がある場合には所有者持分の控除項目として表示しなければならない。

7 第6章 収益

第44条

収益とは、企業が商品の販売または役務の提供等の営業活動において実現した営業収益であり、基本業務収益およびその他の業務収益がこれに属する。

第45条

企業は営業収益の実現を合理的に認識するとともに、実現した収益を適時に計上しなければならない。

企業は商品の出荷、役務の提供、代金の受領、または代金請求権を示す証憑を入手した時点で営業収益を認識しなければならない。

長期工事契約(役務を含む)は一般的には工事進行基準または工事完成基準に基づいて合理的に営業収益を認識しなければならない。

第46条

売上戻り、売上値引および売上割引については、営業収益の控除項目として計上しなければならない。

8 第7章 費用

第47条

費用とは企業の経営過程において発生した各種の支出をいう。

第48条

製品の生産および役務の提供のために発生した直接労務費、直接材料費、商品購入代価およびその他の直接費用は、売上原価に計上する。製品の生産および役務の提供のために発生した各種の間接費用は、一定の基準により、売上原価に配賦して計上しなければならない。

第49条

企業の管理部門が経営活動を組織し管理するために発生した管理費用、財務費用ならびに販売および役務の提供のために発生した仕入諸掛、販売費用は、期間費用として当期損益に直接計上しなければならない。

第50条

当期に支払った、当期およびそれ以降の各期で負担すべき費用は、一定の基準により当期およびそれ以降の各期に配分して計上しなければならない。当期に支払われていないが、当期に負担すべき費用は当期に見積り計上しなければならない。

第51条

原価計算は一般的に月次で行わなければならない。企業は事業の特徴、経営組織形態および原価管理についての要求に基づき、自ら原価計算制度を定めることができる。ただし一度採用した方法はみだりにこれを変更してはならない。

第52条

企業は実際に発生した金額により、費用および原価を計算しなければならない。標準原価計算法または予定原価計算法を採用する場合には、原価差異を合理的に計算し、月末に財務諸表を作成する際に実際原価に修正しなければならない。

第53条

企業は、販売した商品および提供した役務の原価を正確かつ適時に営業費用として計上し、期間費用と併せて当期損益を算定しなければならない。

9 第8章 利益

第54条

利益とは、企業の一定期間における経営成績であり、営業利益、投資純利益および営業外収支の正味額がこれに属する。

営業利益は、営業収益から売上原価、期間費用、および各種の流通税、付加税金・費用を差引いた後の残額である。

投資純利益は、企業の外部への投資収益から投資損失を差引いた後の残額である。

営業外収支の正味額とは、企業経営に直接関係のない各種の営業外収入から営業外支出を差引いた後の残額をいう。

第55条

企業に欠損が発生した場合には、所定の手続の順序に基づいて填補しなければならない。

第56条

利益の内訳および利益の処分に関する各項目は財務諸表に区分表示しなければならない。利益処分案が最終決定されていない場合には、処分案を財務諸表の注記で説明しなければならない。

10 第9章 財務報告書

第57条

財務報告書とは、企業の財政状態および経営成績を表す書面資料であり、貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表又はキャッシュ・フロー計算書、附表および財務諸表の注記ならびに財務状況説明書からなる。

第58条

貸借対照表とは、ある特定時点における企業の財政状態を表す財務諸表である。

貸借対照表の項目は、資産・負債および所有者持分の項目別に区分表示しなければならない。

第59条

損益計算書とは、一定期間における企業の経営成績および利益処分の状況を表す財務諸表である。

損益計算書の項目は、利益の内訳および利益処分の項目別に区分表示しなければならない。利益処分の各項目については、別に利益処分計算書を作成することもできる。

第60条

財政状態変動表とは、一定の会計期間内における運転資金の源泉と運用およびその増減変化の状況を総合的に表示する財務諸表であり、財政状態変動表の項目は運転資金の源泉および運転資金の運用に区分される。

運転資金の源泉と運転資金の運用との差額は、運転資金の正味増加または正味減少額となる、運転資金の源泉は利益源泉とその他の源泉とに区分するとともに、項目別に表示する。

運転資金の運用は利益処分とその他の用途に区分されるとともに項目別に表示する。企業はキャッシュ・フロー計算書を作成して財政状態の変動状況を表すこともできる。キャッシュ・フロー計算書とは一定の会計期間における当座資産の収支状況を反映する財務諸表である。

第61条

財務諸表は必要に応じ、前期と比較する方法を採用して作成することができる。前期当期比較方法により財務諸表を作成するにあたり、その分類項目と内容が前期と一致しない場合には、前期の関連するデータを当期の項目と内容に一致させるように修正しなければならない。

第62条

財務諸表は、記入が完全かつ照合により正確と認められた帳簿記録およびその他関連資料に基づいて作成したものであり、数値の真実性、計算の正確性、内容の完備性、および提出の適時性が要求される。

第63条

企業の対外投資が被投資企業の所有者持分の50%超を占め、または実質的に被投資企業の支配権を持つ場合には、連結財務諸表を作成しなければならない。

特殊業種の企業は、連結が不相当である場合に連結しないこともできるが、その財務諸表を添付しなければならない。

第64条

財務諸表の注記は、財務諸表の内容の理解に資するための財務諸表関連項目についての説明であり、その内容には主として次のものを含む。

採用された主な会計方針、会計方針の変更の旨、変更の理由並びに財政状態および経営成績に対する影響、非経常的項目についての説明、財務諸表の重要項目についての明細、その他の財務諸表の理解と分析に役立つ説明を必要とする事項。

1 1 第10章 附則

第65条

本準則の解釈は財政部がその責任を負う。

第66条

本準則は1993年7月1日より実施する。

以上（2006年10月作成）

（監修 横田税務会計事務所 顧問弁護士：程甦）